(一)　指定の目的　土砂の流出の防備
(二)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大梅五〇二六の三・字山伏塚九四の九・字ヤソコ九七の二三・字ナカラ畑三五三の一・字三命沢四九二の一・字栗子サワ六九・七四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(三)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区月字ワゴ一〇九三の二
(四)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(五)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年五月十九日
農林水産大臣　赤松　広隆

○国土交通省告示第五百十一号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。
平成二十二年五月十九日
国土交通大臣　前原　誠司

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町葛原字ナカノウエ五五七の二、二一一八、二一一九、字ナカウネ二一三六の一、字ヲヲエ五六九、土佐郡土佐町南川字和早木一七六七の一〇、大川村朝谷字モミノ木一〇八の五、字ヲス谷一四二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ナカノウエ二一二八・二一二九・字ナカウネ二一三六の一・字ヲヲエ五六九・字和早木一七六七の一〇・字モミノ木一〇八の五・字ヲス谷一四二の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十二年五月十九日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　千葉県八街市沖字中沖九〇四の一四（国有林）
二　保安林として指定された目的　風害の防備
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平22第5001号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	防長交通株式会社	1．周南市内の特定路線の基準賃率37円60銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃130円）及びその他の路線の基準賃率45円20銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）を、基準賃率47円20銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃160円）に変更する。 現行の山口市内の特定路線（1区180円、2区200円、以後1区増す毎に20円加算の特殊区間制運賃）を、1区180円、2区240円、以後1区増す毎に20円加算の特殊区間制運賃に変更する。 2．その他の路線

○国土交通省告示第五百十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年五月十九日
国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4976号	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。		
	第二種衛星航法装置	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町9番52号

○国土交通省告示第五百十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年五月十九日
国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第4981号	全閉囲型救命艇（自由降下式のもの）	FEL59	株式会社信貴造船所	大阪府堺市堺区出島西町3番36号

○国土交通省告示第五百十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年四月十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年五月十九日
国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	型式変更の内容
第F－136号	不燃性材料	製造者の名称　パラマウント硝子工業株式会社 型式変更の内容　密度及び厚みの異なるものをオプションとして追加

○国土交通省告示第五百十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年四月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十二年五月十九日
国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	型式変更の内容
第4845号	応急医療具	ＡＢ型　製造者の名称　日本船燈株式会社 型式変更の内容　内容品のうち「絆創膏」を代替品に変更する。また、これに伴い内容品明細の標示を変更する。 〃
第4847号	応急医療具の部分（医療器具のみのもの）	ＡＢ型　ＰＡＣ　〃 Ｋ－Ｂ